

交通事業調整委員會傍聽記

J T 生

交通事業調整委員會諮問第一號特別委員會は其の第四回目を昭和十四年四月二十七日午前十時より鐵道省大會議室に於て開催した。昨年末第三回目の會議に於て次回から調整の具體的諸問題に付て審議すると謂ふことになつてゐるので、今回はどんな討議が行はれるかと相當の期待を持つて傍聽に出かけたが、まだ帝國議會が閉會して間もないので貴衆兩院に議席を有する委員は充分此の問題を研究する時間がなかつた爲であらうか、會議は何となく熱のない、フリートキングの様なものとなつてしまつて、いさゝか當が外れた。

當日は都合に依つて、萱場、岡田、大藏、平山、三邊の五委員は缺席されたが、曾我委員長、副會長鐵道大臣及各

特別委員が出席し、傍聽としては西郷、井上、岡野、堀内中川(吉)の各普通委員が列席した。

曾我委員長先づ開會を宣し、次で副會長前田鐵道大臣の挨拶があつて議事に入つた。

曾我委員長は、今回から調整の具體的問題を研究することゝなつてゐるが、先づ之に付て參考となる様な事項に關して鈴木幹事から説明をお願したいと促し。

鈴木幹事は前回の本委員會に於きましては目安としての調整區域を御審議願ひましたので今回は愈々調整の方法に付て御審議を御願ひするのが順序かと思ひます。調整の方法は最も複雑多岐に互り微妙な關係を有する重要な事項であります。御審議の御参考迄に何等かの話題と申しますか

さう云ふやうなものを申上げました方が便宜かと思ひますので幹事として考へて居ります點を概略説明申上げたいと存じます。

第二回の總會でも御説明申上げました如く帝都の交通調整の目標とも云ふべきものは市内に高速度交通機關を擴充整備するとか、新舊交通機關の整理轉換を圖るとか、一貫した改良計畫を樹て施設を整備するとか「バス」と「バス」との直通運轉を爲すとか、軌道と軌道とを直通運轉せしむるとか、交通機關相互の連絡施設を改善するとか、經營主體の異なることに依る不合理を除去して運轉回數、運轉系統を調整するとか、切符の買換なくして各種交通機關を乗車し得る様な制度を出来るだけ廣く設けるとか、運賃を簡易化若は合理化するとか、各種交通機關の對立競争關係を避けて經費若は物資の無駄を排除するとか、事業の基礎を強化するとか等であります。

調整の方法としては是等の諸事項を可及的に實現して調整の効果を顯著ならしむるやうな而も實情に則した最も適

切妥當なる方法を講ずべきであると思ひます。

調整の方法には交通事業を資本的に統合して一元化するとか、共同經營、委託經營又は運輸協定等の方法に依つて經營を一元化するとかの如き種々の方法があります。而して前述の諸事項を實現して交通機關の整備擴充を圖り、物資の無駄を排除すると共に旅客の便益を圖り併せて事業の基礎を強化せしむるためには帝都の交通事業にして必要なるものを資本的に統合するのが最も良いことではないかと考へます。前述しました諸事項中でも高速度交通機關の整備擴充、交通機關の整理轉換、一貫せる改良計畫の施行、運賃の簡易化及合理化、經費若は物資の徹底的節減の如きことは固より其の他の事項に付ても資本的に統合することに依つて完全なる効果を收め得られるものと考へます。そして若し今直に資本的統合の出來難いやうな事情にあるもの又は敢て資本的統合を要しないものがありますならば此等は共同經營、委託經營又は運輸協定等の方法に依つて經營を一元化しその缺を補ふと謂ふのが良いのではないかと

考へます。従ひまして帝都の交通調整に付ては大體目安としての調整區域内の交通事業にして必要なるものは原則として之を資本的に一元化するのを理想とすべきであると思ひます。唯、斯の如き理想的な考へ方を今日直に實行に移すと云ふに當りましては次の如き諸種の困難がある様に認められます。即ち東京市の中心に在る東京市電は外債を償還しなければ資本的統合に入ること困難な事情にあります又、東京の交通上重要な地位を占める省線電車はその大部分が幹線輸送と共通するのみならず市内交通と幹線交通とは相錯綜して居りますからこれが出資に付ては種々の難問があります。更に又地方鐵道、軌道の中には目安としての區域外の交通をも併せ爲してゐるものがあります。此れ等を如何に處置すべきやと云ふ問題等があります。

又理論上は今日に於て資本的統合の可能なるものにしては、實際問題として相當多數の事業を一氣に統合することも、日時其の他に關し實行上困難を伴ふこともあり得ると考へます。仍て統合可能なるものを一氣に資本的に一元

化すると云ふのも一つの方法であるかも知れませんが其の外に急を要するもの若は統合の核心となるべきものを充ぶ資本的に一元化し引續いて第二段の統合方策に出でると云ふ様なことも一つの方法ではないかと考へられ得るのであります。そして此れ等の場合、資本的統合に入らないものに付ては共同經營、委託經營、又は運輸協定等の方法に依つて經營の一元化を圖るのが宜しくはないかと思ひます。

次に資本的に統合せられたる事業の經營主體としては如何なるものが適當であるかといふことに付ても種々御考へることと存じますが、かかる經營主體は多數の旅客の利害に關するところ大でありますから、公共的性質の特に強いものたることを要するものと考へます。それと共に相當大規模な又複雑した専門的の事業でありますから、かかる事業の經營に適する様な經營形態でなければならぬと考へます。

之を要するに目安としての調整區域を大體の基準としてこの區域内の事業に付き、現在の事態よりみて何れを資本

的に統合すべきや、何れを共同經營、委託經營又は運輸協定とすべきや又資本的に統合せられたるものの經營形態を如何にすべきや等に關しまして腹藏なき御審議を願ふのが宜しいのではないかと思ふのであります。

甚だ簡單でありますが一應御審議の御參考迄に御説明申上げた次第であります。と述べた。次で、

五島委員は、東京市の舊市外は競争も餘り激しくないし資本的一元化にも相當困難があると思はれるから、先づ舊市内、殊に省線の環狀線以内を目標として調整すべきである。そして經營主體は半公半民の會社がよい。東京市が主體となることは、市會の掣肘を受けることや、理事者が變り易いこと等から考へて不可である。市は其の會社にバスを現物出資し市電は外債の關係で出資困難であるから會社が一定の賃率を以て借受ければよい。斯くして舊市外に互るものに付ては運輸協定その他に依り適當の連絡方法を探れば目的を達し得ると思ふ。と述べ、

安部委員は、交通機關を個人が經營すると謂ふのは古い

思想である。道路の如き昔は個人が經營してゐたが現代では殆んど私人が經營すべきものとは考へられてゐない。電車、バス等も道路と同様である。従つて其の性質上經營主體は國家であるべきで寧ろ鐵道省が主體となるのが適當であると思ふ。其の資金獲得の方法の如きは専門家に依つて種々のものが案出されると考へる。と述べた。

堀切委員が、幹事は資本的一元化等に困難があると謂はれたが、其の困難な理由を詳細説明して頂き度い。と謂へば、

鈴木幹事は、お尋ねの點、第一は東京市電の外債問題であると思ふ。此の問題は専門外で自分にも良く判らないけれども専門家の謂ふ處を鵝呑にして申上げれば、市の外債七千三百萬圓が軌道の純収入を擔保として居て經營主體と債權關係の主體とを分離することが出來難いので、軌道のみを切離して出資することは困難であり、又軌道と併せて債務をも包括會社が承繼することは金額が極めて多額なので之亦困難であらうと謂ふことであるが、之等の點に付て

は興銀の栗栖博士に研究をお願いして居る。

第二は省線の参加であるが、省線電車區間は鐵道の大幹線と併用されてゐるので、現在の運轉技術、設備等の關係上之を幹線と分離して出資することは困難なのである。

第三は調整の區域外に互つてゐる鐵道等を如何に處置するかの特である。と説明した。

小竹委員は、市電外債の處理は幹事説明の如く絶對不可能ではない、市と新經營主體とが共同債務者となることも出来るし、電力國家管理の場合の様に立法手段に依つてもよいと思ふ。と謂ひ、

堤委員も、外債に付ては小竹委員の謂はれる通りであるし、省線参加の問題に付ても、やるつもりならば何んとでもなると思ふ。困難なりと謂はず如何にすれば可能であるかと謂ふことを基礎に置いて考へて貰ひ度いと。希望を述べた。

中川委員は、東京商工會議所案が良い様に思はれるから之に付て検討しては如何。先づ調整の範圍は大體舊市内の

省線環狀線以内及環狀道路以内とし、半公平民の會社を設立して之に各交通機關を委託經營せしむるのである。而して後に大東京、都心から三〇杆圍内に及ぼすべきで、先づ實行出来るものからやる意味で此の委託經營案が適當ではなからうか。と謂へば、此の時、

星島委員から、各々意見があらうと思ふが此の邊で速記を止めて懇談會にして頂き度いと提議あり。

會我委員長は、では速記を止めて御懇談を願ふことゝする。と速記の中止を命じた。

五島委員は、滿鐵の如き大會社なら格別、小會社では委託を受けても實行が困難であらう。一度經營主體を決定したならば、濫りに之を變更し得べきものでないから純然たる委託經營は面白くない、市電従業員は皆高給であるから之を會社に引續げば無配になつてしまふ。市電を借りるのが良いと思ふが其の貸率を如何にすべきやは亦研究を要することがらである。と謂ひ、

中川委員は、東京市は市有市營案を考へてゐる様である

が、市當局から詳細説明して貰ひ度い。と謂へば、

曾我委員長は、今回は市關係の委員は御缺席であるが、次回には出席を願ふこととする。と謂ひ。

五島委員は、市電の外債其の他の諸問題に付て次回は數字的資料を以て説明願ひ度い。と希望し。之に對して。

曾我委員長は、東京市佛貨公債訴訟の問題等もあるので

市「町村」道路線認定變更及廢止手續

梅田三郎平

はしがき

市町村に於ける道路の路線認定變更及廢止手續きは、各府縣共圓滑に行なはれ居らざる實情に鑑み何にか簡易なる手續きを定めて事務の統一を計る必要があることを痛感したので今回高知縣では市「町村」道路線認定變更及廢止手續

今回は市から數字的資料を提出する筈である。と答へ、更に、今回はもう一度本日と同様に懇談的協議をすることゝし、其の結果必要があれば小委員會等を開くことゝ致し度い。と附言し、本日は此の程度で散會すると閉會を宣した。時に午前十一時三十分。

きなる冊子を編纂して市町村長宛通牒を發した。要は市町村に於ける土木吏員、即ち人の問題であつて如何に簡易なる手續きを定めたとして、これを實行せざる限り水の泡に期するのである。市町村に於ける爾來の取扱ひは土木吏員が手續きを識らざるに缺點あり、その爲事務を遅延して居ると云ふことが明らかとなつたので、本縣では之が手續きを